扶養認定について

●収入・仕送り

扶養に加入する場合、次のような要件がありますのでご確認ください。

	要　　件	ご留意事項
収　　入	○　今後の収入見込みが、130 万円/年※未満、108,334 円/月※未満かつ、被保険者の収入の 1/2 未満であること ○　収入額が、３か月とも 108,334※円未満であること ○　雇用契約上の収入額が、108,334 円/月※未満であること ○　季節的勤務(繁忙期) 等、2～3 か月の勤務であっても、月々の収入額にて判断（どの月においても、108,334 円※未満であること） ※ 60 歳以上、障がい者は 180 万円/年未満、150,000 円/月未満	○　税法上と異なり、健康保険では税金、経費等控除前の金額を収入とする ○　１月～12 月の累計収入額で見るのではなく、**月々の収入を確認のうえ、今１年間の収入を見込み**、認定基準内であるかを判断する ※自営や不定期な収入により、左記の表で判断できない方につきましては個別に判定させていただきますので、健保あてご相談ください。
仕　送　り （別居の方）	○　認定対象者の収入額以上の送金をしていること ○　金融機関を介して送金していること（手渡し不可） ○　毎月送金していること 【学生の場合】 ・仕送りについては、学費・住居費にかかるものを含む ・奨学金がある場合は、その種類、金額を確認できる書類を添付	【仕送りの証憑について】 既に送金している方　３か月分の仕送り実績の証憑 新たに送金を始めた方　２か月分の仕送り実績の証憑に加え、**認定後、３か月分の仕送り証憑**の提出

●収入とは

①給与収入（交通費・賞与・一時金を含む）
②雇用保険の失業給付
③各種年金収入（老齢・遺族・障害等公的年金・企業年金・個人年金等）
④自営収入（経費控除前の「収入」）
⑤健康保険の傷病手当金、出産手当金
⑥労災保険の休業(補償)給付、傷病(補償)年金、その他給付金、年金等
⑦利子・配当収入
⑧雑収入（原稿料、印税、講演料等）
⑨その他継続性のある収入